

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

取組方向 障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	R5		R6		R7		2026年度 目標値	寄与すると考えられるSDGs のゴール(目標)の番号	2023 (R5) 年度取組計画	担当課
				2023年度 目標値	2023年度 実績値	2024年度 目標値	2024年度 実績値	2025年度 目標値	2025年度 実績値				
(1) 意識啓発の展開	ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子ども頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。 また、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」に関する取組等、ユニバーサルデザインに関する情報を、セミナーや研修、ホームページ等さまざまな機会や手段を活用して発信します。	県のホームページ等多様な媒体を活用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報を発信していきます。									3(保健)、4(教育)	○ヘルプマークの普及啓発、ユニバーサルデザインに配慮された製品の紹介、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合した施設の情報、おもいやり駐車場登録施設等をホームページに掲載し情報の提供を行います。	地域福祉課 UD班
		ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、市町、市町教育委員会、社会福祉協議会等と連携して、次世代を担う子どもたちに「学校出前授業」を実施するとともに、県・市町職員や自治会、事業者に対し研修を実施します。「学校出前授業」や研修をとおして、あらゆる世代のユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進します。	県・市町及びUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	72校/年		74校/年		76校/年		78校/年	3(保健)、4(教育)	○引き続き「学校出前授業」を実施し、子どもたちのユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。 ○UD団体等と連携し、イベント等での啓発により、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。	地域福祉課 UD班
		イベントや商業施設等で、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「整備基準適合証プレート」に関する取組の啓発活動を実施することにより、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。	県・市町及びUD団体等が実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	32回/年		34回/年		38回/年		40回/年	3(保健)、4(教育)	○UD団体と連携し、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「整備基準適合証プレート」に関する取組等、ユニバーサルデザインに関する取組の啓発活動を実施します。	地域福祉課 UD班
		障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な人の外出支援のため、平成24(2012)年10月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」について効果的な周知を進め、より利用しやすい制度となるよう検討と見直しを図ります。 また、事業者等の「おもいやり駐車場」設置や区画数の増加を促進します。	「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,635区画		4,701区画		4,767区画		4,820区画	3(保健)、4(教育)	○引き続きプラスワンキャンペーンを実施し、登録の観光施設や公共施設を中心に事業者等へ働きかけ、登録区画の増加を図ります。 また、試行的に車いすドライバー優先区画の設置を施設管理者へ働きかけ、適正な利用促進に取組みます。	地域福祉課 UD班
		県民の方々のおもいやりのある行動につながるよう、「ヘルプマーク」の普及啓発を図り、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。	ヘルプマークに関する啓発回数	37回/年		39回/年		41回/年		43回/年	3(保健)、4(教育)	○コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、引き続き、学校出前授業や研修等で啓発を進めます。	地域福祉課 UD班
(2) 人権尊重意識の高揚	県民の皆さん一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うなど、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体との連携、多様な手段や機会の活用を通じて、効果的な啓発活動を推進します。	ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚を図るため、「参加型」や「感性に訴える」啓発活動等、幅広い啓発活動を通じて、人権問題の正しい理解と認識が深まるよう取組を進めます。	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	1,000人/年		1,000人/年		1,000人/年		1,000人/年	4(教育)、10(不平等)、11(都市)	○県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、参加型で感性に訴える移動人権啓発を行う取り組みます。	人権課 人権班
		住民組織、NPO・団体、事業者等地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていけるよう、講師・助言者等を派遣し、地域における主体的な取組を支援します。									4(教育)、10(不平等)、11(都市)	○地域の団体やNPOなどが開催する人権研修等に講師を派遣し、「人権が尊重されるまちづくり」を促進します。	人権課 人権班
		子どもたちが多様性が尊重される地域共生社会の実現に向けた主体者となれるよう、ユニバーサルデザインの考え方についての理解を深めるための教育活動を促進します。	ユニバーサルデザインに関する学習を行った県立学校の割合	76.5%		77.7%		78.9%		80.0%	4(教育)、10(不平等)、11(都市)	○研修講座を開催し、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習指導資料の活用を促進するとともに、教科指導における学習内容と関連付けてユニバーサルデザインに関する学習が行われるよう、教職員に対し情報提供等を行います。	人権教育課 企画調整班

2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

項目	内容	取組内容	指標	R5		R6		R7		2026年度 目標値	寄与すると考えられるSDGs のゴール(目標)の番号	2023 (R5) 年度取組計画	担当課
				2023年度 目標値	2023年度 実績値	2024年度 目標値	2024年度 実績値	2025年度 目標値	2025年度 実績値				
(1) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成	ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進していくためには、その理念が広まり、活動が各地域で展開されていくことが必要です。このため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう、研修や意見交換会を開催するなどの機会を設け、活動を支援します。また、UD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、UD団体が開催するUDアドバイザー養成講座への講師派遣等の支援により、引き続きUD団体と協働して人材育成を進めます。										3(保健)、4(教育)	○UD団体意見交換会を実施し、UD団体の活動を支援します。 ○UDアドバイザー養成講座への講師派遣等により、開催を支援します。	地域福祉課 UD班
(2) すべての人々の社会参加の促進	ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、すべての人々の社会参加が確保される必要があります。 このため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともに、その能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めます。	障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着等それぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。また、就労の場の拡大及び職場定着を促進するため、企業等における障がい者雇用への理解促進を図るとともに、障がい者が適性や能力を生かし、希望に応じて働くことが出来るよう、多様で柔軟な働き方を推進します。									4(教育)、8(成長・雇用)	○県内9か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及び日常生活上の相談支援を行います。また、専門家を派遣して経営改善の支援を行うとともに、共同受注窓口の受発注の拡充を目指すコーディネーターを引き続き配置するなど、就労支援事業所における工賃の向上を図ります。 ○障がい者委託訓練の実施やステップアップカフェでの職場実習の受入れを行うとともに、また、関係機関と連携した就職面接会、職場定着支援セミナー及びステップアップ大学等を開催することで、障がい者の就労支援や障がい者雇用への理解促進に取り組みます。	障がい福祉課 地域生活支援班/ 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班
		平成25(2013)年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」(通称「障害者優先調達推進法」)に基づき、障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達を推進するため、県の調達方針を毎年度定め、調達拡大に取り組みます。									4(教育)、8(成長・雇用)	○障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等への発注拡大に引き続き取り組みます。	障がい福祉課 地域生活支援班
		障がい者スポーツを推進する拠点を設置し、障がい者がスポーツに取り組む機会の充実や、支える人材の養成等により一層の裾野の拡大に取り組むとともに、障がい者をはじめとする県民や企業等からの相談にワンストップで対応する体制を整備し、障がい者スポーツを総合的に推進します。	県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	3,960人		4,040人		4,120人		4,200人	4(教育)、10(不平等)	○ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催するとともに、さまざまな機会をとらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。 また、障がい者スポーツ団体の活動支援など、選手や競技団体の育成を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員等の養成に取り組みます。	障がい福祉課 社会参加班
		聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等の養成を行います。	手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の県への登録者数	242人		250人		258人		266人	4(教育)、10(不平等)、11(都市)	○手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成を行います。	障がい福祉課 社会参加班
		障がい者等の就労機会の拡大に向け策定した「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進め、障がい者が、農林水産分野における多様な担い手として活躍できる環境づくりに取り組みます。									1(貧困)、8(経済成長と雇用)、9(インフラ等)、10(不平等)、11(持続可能な都市)、12(持続可能な消費と生産)、15(陸上資源)、16(平和)、17(実施手段)	○農福連携では、引き続き専門人材の育成に取り組むとともに、育成した人材のより一層の効果的・効率的な活動に向け、活動マニュアルを作成します。また、農福連携ワンストップ窓口の活動を引き続き支援します。 加えて、農福連携マルシェの開催により、ノック商品の販路拡大を支援するとともに、民間事業者の自由な発想を生かした農福連携の認知度向上、ブランド価値向上につながる商品の開発を支援します。 ○林福連携については、コーディネーターが不在となっている地域で新たなコーディネーターを育成するとともに、コーディネーターが行う事業者と福祉事業所の施設外就労などのマッチング活動を支援することで、障がい者の林業へのさらなる就労促進を図ります。(森林・林業経営課) ○県全域への水福連携の拡大に向け、令和4年度に育成した3名のコーディネーターに対して、マッチング活動の支援に取り組みます。 【参考】 上記計画の取組期間は令和4年度から令和6年度を予定しています。(水産振興課)	担い手支援課 担い手育成班/ 森林・林業経営課 スマート林業推進班/ 水産振興課 水産経営班

カ	<p>子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、企業・団体と連携したネットワークづくりを進めます。</p> <p>子ども自身が子どもの権利について学び、自分も友達や周囲の人たちも大切な存在であることを知ることができる取組を進めるとともに、地域社会全体で男性の育児参画への理解が進むよう取り組みます。</p>									1(貧困)、3(保健)、4(教育)、5(ジェンダー)、10(不平等)、11(都市)、17(パートナーシップ)	<p>○子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、企業・団体と連携したネットワークづくりを引き続き進めていきます。また、子ども自身が子どもの権利について学び、自分も友達や周囲の人たちも大切な存在であることを知ることができる取組を進めます。ほかにも、男性の育児参画や育児休業を取得しやすい職場環境づくりが進むよう普及啓発や情報発信等に取り組みます。</p>	<p>少子化対策課 子ども応援班</p>
キ	<p>認知症について正しく理解し、認知症の人及び家族を温かく見守る存在である認知症サポーターを養成する講座の講師役となる「キャラバン・メイト養成講座」や、企業の従業員等に向けた「認知症サポーター養成講座」を市町と協働して開催し、認知症サポーターを増やします。</p> <p>また、認知症サポーターを地域内で組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築について、県内市町への普及展開を目指し、講師役となるチューターの養成・派遣等、立ち上げに向けた支援を行います。</p>	<p>チームオレンジ整備 市町数</p>	15市町	22市町	29市町	29市町	3(保健)、4(教育)、11(都市)	<p>○市町と協働で、認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト養成講座」や、企業の従業員等に向けた「認知症サポーター養成講座」を開催し、サポーターを増やします。また、地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築について、県内市町への普及展開を目指し、講師役となるチューターの養成・派遣等、立ち上げに向けた支援を行っていきます。</p>	<p>長寿介護課 地域包括ケア推進班</p>			
ク	<p>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていくことができるよう、NPO、経済団体、行政等さまざまな主体と連携して多文化共生の社会づくりに取り組みます。</p>						17(パートナーシップ)	<p>○「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」(計画期間:令和2年度~5年度)に基づき、外国人住民の安全・安心な生活環境づくり、地域日本語教育の体制整備などに、さまざまな主体と連携して取り組みます。</p>	<p>ダイバーシティ社会推進課 多文化共生班</p>			
ケ	<p>性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認などにかかわらず、だれもが自分らしく参画・活躍できる社会となるよう、平成29(2017)年12月に策定した「ダイバーシティみえ推進方針~ともに輝く(きらり)、多様な社会へ~」に基づき、県民の皆さんの理解や行動につながるよう取り組みます。</p>						4(教育)、5(ジェンダー)、8(成長・雇用)、10(不平等)、17(パートナーシップ)	<p>○多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針」に基づき、その考え方の推進を図る取組や情報発信等を行います。</p>	<p>ダイバーシティ社会推進課 ダイバーシティ推進担当</p>			

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

取組方向 ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、旅行者、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間や交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

1 安全で自由に移動できるまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	R5		R6		R7		2026年度 目標値	寄与すると考えられるSDGs のゴール(目標)の番号	2023 (R5) 年度取組計画	担当課	
				2023年度 目標値	2023年度 実績値	2024年度 目標値	2024年度 実績値	2025年度 目標値	2025年度 実績値					
(1) 歩行空間の整備	だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、「UD条例」の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。	県が管理する道路において、歩きやすさや安全面に配慮し、幅が広く(2m以上)段差の少ない歩道の整備や自転車走行空間の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいた歩行空間の整備を進めます。	安全に移動できる歩道整備延長	1,367km		1,369km		1,371km		1,373km	9(インフラ)	○引き続き、「通学路交通安全プログラム」に基づき、危険箇所に位置付けられた箇所を優先に、地域の実情に応じた歩道幅員にて整備を行い、だれもが安心して利用できる歩行空間の整備を進めます。	道路管理課 道路維持班	
		だれもが安全で円滑に移動できるよう、官公庁、旅客施設、福祉施設等の生活関連施設を結ぶ経路上の信号交差点等に、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を進めます。										3(保健)、11(都市)	○だれもが安全で円滑に移動できるよう、引き続き、主な生活関連経路を中心に、バリアフリー対応型信号機の整備を推進します。	県警本部 交通規制課
		歩道における安全な歩行空間を確保するため、自転車利用者に対し、交通ルール遵守意識の向上と正しいマナーの実践が図られるよう、広報啓発や指導取締り等の実施により、安全で自由に移動できるまちづくりを推進します。											3(保健)、11(都市)	○自転車安全利用五則に基づき、ヘルメット着用努力義務化の周知や交通ルール遵守の徹底を推進し、実効性のある指導取締りを実施します。
(2) 交通システムの整備	だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を、国・市町・交通事業者等と連携して進めます。	鉄道を利用する際に、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦、子育て中の人、外国人等のすべての人が円滑に自由に移動できるよう、鉄道事業者が行うバリアフリー化(段差の解消、バリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入、転落防止対策の充実、運行情報提供設備の設置等)を支援します。	一日あたりの平均利用者数3,000人以上の駅及び一日あたりの平均利用者数2,000人以上3,000人未満で基本構想に位置付けられた駅(34駅)のうち、段差の解消、内方線の整備、バリアフリートイレの設置がされている駅	32駅		33駅		33駅		34駅	3(保健)、11(都市)	○県内鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者や国、地元市町と調整し、支援を進めます。 (三重県内の中小民鉄及び第三セクター鉄道事業者数 5事業者)	地域福祉課 UD班	
		駅でICカードが利用できる中小民鉄及び第三セクター鉄道事業者数		2事業者		3事業者		3事業者		3事業者				
		タクシー・バスを利用する際に、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦、子育て中の人、外国人等のすべての人が円滑に移動できるよう、事業者が行うバリアフリー化(UDタクシー、ノンステップバスの導入等)を支援します。	タクシーのうちUDタクシーの割合	16%		21%		25%		29%		3(保健)、11(都市)	○三重県生活交通確保対策協議会において、三重県生活交通改善事業計画の協議を行い、バス・タクシー事業者が行うノンステップバス、UDタクシー、福祉タクシーの導入を促進します。 また、UDタクシーについては、タクシー事業者等に対し、導入経費の一部を助成します。	地域福祉課 UD班
	乗合バスのうちバリアフリー対応バス車両の割合	91%		94%		97%		100%						
	県内の鉄道やバス路線等の駅名、停留所名について、日本語が十分に理解できない外国人、路線図等を色彩で識別できない人等にもわかりやすい簡略記号等の導入の検討を、交通事業者と連携して進めます。										3(保健)、9(インフラ)、11(都市)、17(パートナーシップ)	○三重県総合交通ビジョンに掲げた「交通機関ナンバリングによる利便性の向上」の理念に基づき、交通事業者や関係団体に交通機関ナンバリングの導入、バス・鉄道の車両内の案内表示や放送での多言語化の導入など、外国人等も利用しやすい公共交通機関となるよう働きかけます。	交通政策課 交通政策班	

(3) 案内表示等の整備	だれもが円滑に移動できるように、多くの人が利用する県有施設やその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示等を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。 また、県が管理する道路について、わかりやすい案内標識の整備を進めます。	ア	県有施設やその周辺において、ピクトグラム（絵文字）を使用するなどして、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。											3(保健)、11(都市)	○見やすくわかりやすい案内表示等の設置に努めます。	地域福祉課 UD班
		イ	道路案内標識を基準に基づいて整備するとともに、国・市町等他の道路管理者等とも連携して整備を進めます。											9(インフラ)	○引き続き、わかりやすい案内標識の整備や修繕を進めます。	道路管理課 道路維持班

2 安心して快適に過ごせるまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	R5		R6		R7		2023年度目標値	2023年度実績値	2024年度目標値	2024年度実績値	2025年度目標値	2025年度実績値	2026年度目標値	寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)の番号	2023 (R5) 年度取組計画	担当課
				2023年度目標値	2023年度実績値	2024年度目標値	2024年度実績値	2025年度目標値	2025年度実績値										
(1) 施設整備を担う人たちの啓発	県有施設をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。		県・市町が実施する「UD条例」等についての施設整備担当者・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	4回/年		4回/年		4回/年		4回/年						3(保健)、4(教育)、11(都市)	○施設整備担当者や管理者に対する説明会や研修等で、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等について説明を行います。	地域福祉課 UD班	
(2) 快適に利用できる建築物等の整備	だれもが安全・安心して快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」や「UD条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮された建築物等の事例をホームページ等さまざまな媒体を活用して紹介します。 また、県立学校を含む県有施設において、ユニバーサルデザインの施設づくりについて啓発するとともに、バリアフリートイレやエレベーター等が適切に整備されるよう取り組みます。	ア	「UD条例」の整備基準に適合した施設に「整備基準適合証プレート」を交付して、ユニバーサルデザインに配慮された施設であることを明確にするとともに、施設利用者にプレートを見てもらうことで、ユニバーサルデザインの啓発につながるよう取り組みます。	3,562施設		3,652施設		3,742施設		3,832施設		3(保健)、4(教育)、11(都市)	○事業者及び県民の方々へ「整備基準適合証プレート」の普及啓発を図ります。	地域福祉課 UD班					
			県有施設がよりユニバーサルデザインに配慮された施設となるよう整備のプロセスや整備基準、配慮すべき内容をまとめた「県有施設のためのUDガイドライン」の周知を図り、だれもが利用しやすい施設となるよう取り組みます。また、市町や民間の公共施設への展開を進めます。						3(保健)、4(教育)、11(都市)	○「県有施設のためのUDガイドライン」の普及啓発を進めます。	地域福祉課 UD班								
			県立学校施設において、スロープ等による段差解消、トイレの洋式化・バリアフリートイレの整備、エレベーター等の整備等、学校の状況に応じたバリアフリー化改修に引き続き取り組みます。						3(保健)、11(都市)	○「県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、トイレの洋式化改修を18校、みんなのトイレの設置を2校で行います。また、エレベーターの設置を1校で行います。	学校経理・施設課 県立学校経理・施設班								
(3) 快適に利用できる公園の整備	県が管理する公園について、「UD条例」の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園とするため、遊歩道やスロープ、バリアフリートイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。また、ユニバーサルデザインに配慮された遊具が設置された公園の事例等を、ホームページ等さまざまな媒体を活用して情報提供します。															3(保健)、4(教育)、11(都市)	○県が管理する公園の新築等の協議について、条例の整備基準に基づき審査を行い、だれもが利用しやすい公園の整備を進めます。	地域福祉課 UD班	
(4) だれもが住みよい住宅の普及	行政と住宅関係団体等が協力して、バリアフリーを含むリフォーム等の住まいに関する住宅相談窓口の担当者等を対象に講習会を開催し、高齢者などだれもが安心して快適に暮らせる住まいの実現に向けて、住宅相談窓口の充実を図ります。また、県営住宅においても入居者が安全で安心して居住できるよう住戸内改善を引き続き実施していきます。															3(保健)、4(教育)、11(都市)	○関係団体と連携し、バリアフリーの情報を含んだ住宅のリフォームのための講習会を開催することで、健康で豊かな住まいづくりに向けて取り組みます。 また、県営住宅において3団地6戸の住戸内改善を実施します。	住宅政策課 住まい支援班	

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

取組方向 利用者の要望や期待に応えた製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。
 また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等、それぞれの特性に合わせたわかりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進

項目	内容	取組内容	指標	R5		R6		R7		2026年度 目標値	寄与すると考えられるSDGs のゴール(目標)の番号	2023 (R5) 年度取組計画	担当課
				2023年度 目標値	2023年度 実績値	2024年度 目標値	2024年度 実績値	2025年度 目標値	2025年度 実績値				
(1)ものづくりを担う人たちへの啓発		ユニバーサルデザインの考え方に配慮されたものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う学生、生徒等に対して、ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供するとともに、必要な情報の提供を行い、すべての人が利用しやすいものづくりを促進します。									3(保健)、4(教育)	○三重大学等で学生や生徒に出前授業を実施し、UDに関する学習機会の提供を進めます。	地域福祉課 UD班
(2)ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進	さまざまな機会や手段を活用して、県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮された製品の情報を提供し、利用を促進します。	身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、「学校出前授業」やホームページ、研修等を通して、情報を提供します。									3(保健)、4(教育)	○UDに配慮された製品について、学校出前授業や研修、ホームページ等で紹介を行っていきます。	地域福祉課 UD班
		県が使用する事務用品について、ユニバーサルデザインに配慮された製品の購入を進めます。									12(生産・消費)	○ユニバーサルデザインに配慮した事務用品等の新製品の情報を収集し、県出納局が行っている事務用品等の単価契約において、ユニバーサルデザインに配慮製品の選定を進めます。	会計支援課 企画支援班

2 だれもがわかりやすい情報の提供

項目	内容	取組内容	指標	R5		R6		R7		2026年度 目標値	寄与すると考えられるSDGs のゴール(目標)の番号	2023 (R5) 年度取組計画	担当課	
				2023年度 目標値	2023年度 実績値	2024年度 目標値	2024年度 実績値	2025年度 目標値	2025年度 実績値					
(1)わかりやすい情報提供の意識づくり	だれもが必要な情報を入手できるよう、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を改訂し、印刷物等を作成する場合に活用することで、ユニバーサルデザインに配慮された、文字のフォント、大きさや色づかい、外国語の併記等わかりやすく見やすい情報の発信を進めます。 また、県公式ツイッターやフェイスブック等のSNSを活用し、このガイドラインを市町、事業者、県民の方々へ周知することで、わかりやすい情報の発信を促進します。	「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に関する啓発回数	12回/年		14回/年			16回/年		18回/年	3(保健)、4(教育)	○「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報提供を研修等を通じて、周知していきます。 また、フォント等の情報を改定します。	地域福祉課 UD班	
		SNS等を活用したユニバーサルデザインに関する情報提供回数	12回/年		12回/年			12回/年		12回/年		○わかりやすい情報提供のためのガイドライン、おもいやり駐車場、ヘルプマークなど、ユニバーサルデザインに関連する情報を発信し意識醸成を促進します。		
(2)さまざまな方法を用いた情報の提供	視覚や聴覚に障がいのある人や、外国人等日本語でのコミュニケーションが困難な人をはじめとして、だれもが必要な情報を入手できるよう、さまざまな手段による情報の提供を進めます。	県政情報の提供に際し、視覚に障がいのある人への配慮として印刷物への音声コードの掲載等を推進し、その使用方法を啓発します。また、聴覚に障がいのある人への配慮として手話を含めたわかりやすい情報発信を推進します。									3(保健)、10(不平等)	○印刷物の作成時に、音声コードの掲載等や音訳の作成を推進し、その使用方法を啓発していきます。また、手話を含めたわかりやすい情報発信を推進します。	地域福祉課 UD班	
		外国人住民が生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報を、ホームページ等を通じて、外国人住民のニーズに合わせ多言語で迅速に提供します。										3(保健)、10(不平等)	○外国人住民が三重県(日本)で生活していく上で必要となる行政や制度に関する情報等を県多言語ホームページ(ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・中国語・英語・ベトナム語・日本語)で提供します。	ダイバーシティ社会推進課 多文化共生班
		防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」で、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ベトナム語及びタガログ語により防災情報を提供します。											3(保健)、10(不平等)	○引き続き、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語及びスペイン語、ベトナム語、タガログ語による防災情報の提供を行います。

(3) 情報ネットワークを活用した県政情報の提供	多くの人がいつでもどこでも必要な県政情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。 また、ホームページについては、アクセシビリティ（目的とする情報への到達しやすさ、読みやすさ）の向上とともに、ユーザビリティ（使いやすさ）の向上に努め、ユニバーサルデザインを実現していきます。	できるだけ多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用した情報の提供を進めます。 また、県公式ツイッターやフェイスブック等のSNSを活用し、ユニバーサルデザインに関する情報提供に取り組みます。										3(保健)	○できるだけ多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ、SNS等を活用して情報の提供を進めます。	地域福祉課UD班
		県のウェブサイトについて、国が定める一定基準の適合レベルAA準拠を維持し、ホームページ等を利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できるように取り組みます。											3(保健)	○三重県ウェブサイトについて、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA準拠を維持し、アクセシビリティの確保に取り組みます。

3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

項目	内容	取組内容	指標	R5		R6		R7		寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)の番号	2023(R5)年度取組計画	担当課		
				2023年度目標値	2023年度実績値	2024年度目標値	2024年度実績値	2025年度目標値	2025年度実績値				2026年度目標値	
(1) だれもが利用しやすい行政サービスの提供	ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、県の行政サービスにおける利用手続きの簡素化を図るとともに、わかりやすい表示や利用しやすい窓口サービスの提供を進めます。 また、「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県民の皆さんへの周知、啓発活動を進めます。 また、「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、職員対応要領に基づく配慮を実施していきます。	インターネットを活用した電子申請・届出システムを運用し、県民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、行政手続の迅速化を進めます。									3(保健)、11(都市)	○令和4年4月に策定した行政手続デジタル化方針に基づき、行政手続のデジタル化を推進し、いつでも、どこでも、どなたでも簡単にインターネットを通じて手続を行うことができる状況を目指します。また、現行システムの安定運用を行うとともに、さらなる県民サービスの向上を図ります。	地域福祉課UD班デジタル改革推進課デジタル県庁推進班	
		「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県民の皆さんへの周知、啓発活動を進めます。										3(保健)、4(教育)、10(不平等)、11(都市)	○「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県や関係団体等が実施するセミナー・研修会等の機会をとりえて普及啓発を実施します。	障がい福祉課社会参加班
		「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨を理解し、満足度の高い行政サービスの提供を実現するため、職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施するとともに、関係機関による障がい者差別解消支援協議会において障がい者差別の解消に向けた取組を推進します。	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数	15件/年		19件/年		23件/年		27件/年		3(保健)、4(教育)、10(不平等)、11(都市)	○「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨を理解し、職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施するとともに、障がい者やその家族等からの相談等に対応します。また、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消を図るための体制を整備しています。 さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例などについて、情報共有や検証の取組を進めます。 加えて、令和6年4月から法的に義務化される事業者の合理的配慮の提供について、障がい者差別解消啓発推進員を設置し、事業者への周知・啓発を行います。	障がい福祉課社会参加班
		国政選挙や地方選挙において、だれもが利用しやすく、満足度の高い行政サービスを提供し、これを促進します。 市町選挙管理委員会においては、代理投票や点字投票の実施、投票所における障がい者専用駐車場の確保やスロープの設置、投票までの人的介助等に努めます。 県選挙管理委員会においては、市町選挙管理委員会に対し、取組に関する助言や、障がい者への支援の依頼を行い、制度の周知のため、テレビ・ラジオCMや新聞広告を実施します。また、選挙公報の音訳版・点訳版を作成し、必要とする方へ送付したり、政見放送において、候補者へ手話通訳等を付すよう依頼するとともに、手話通訳等を付した際に、通訳士の手配や費用を支援します。このほか、市町選挙管理委員会に対し、投票所入場券の性別欄の削除の検討について依頼を行います。										10(不平等)、11(都市)、16(平和)	○国政選挙や地方選挙において、だれもが利用しやすく、満足度の高い行政サービスを提供し、これを促進します。 ○市町選挙管理委員会においては、代理投票や点字投票の実施、投票所における障がい者専用駐車場の確保やスロープの設置、投票までの人的介助等に努めます。 ○県選挙管理委員会においては、市町選挙管理委員会に対し、取組に関する助言や、障がい者への支援の依頼を行い、制度の周知のため、テレビ・ラジオや新聞等の媒体を使用したを広報を実施します。また、選挙公報の音訳版・点訳版を作成し、必要とする方へ送付したり、候補者へ手話通訳等を政見放送に付すよう依頼するとともに、手話通訳を付した際に、通訳士の手配や費用を支援します。このほか、市町選挙管理委員会に対し、投票所入場券の性別欄の削除の検討について依頼を行います。	三重県選挙管理委員会(市町行政課選挙班)

(2) すべての人に配慮された災害時の対応		ア	災害時にさまざまな人に対応できるよう、防災に関する知識の普及を図るとともに、避難行動要支援者への支援方法等に関する知識を持った人材の育成に努めます。また、避難所における要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等）や女性への配慮をふまえて改訂した「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開を図ります。さらに、さまざまな避難者の多様なニーズをふまえたサポート体制の整備についても検討を行います。									3(保健)、4(教育)	○引き続き、みえ防災・減災センターと連携し、研修等を通して防災に関する知識の普及や人材育成を行うとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援します。 また、引き続き、市町の実施する多様性に配慮した避難所運営マニュアルの作成や訓練などの取組を支援していきます。	地域防災推進課 市町連携班
		イ	福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援します。										3(保健)	○市町担当者会議等を通じ、福祉避難所の適切な設置を促します。 また、福祉避難所に関する実務研修を開催し、市町の実施する福祉避難所にかかる運営マニュアルの策定の取組を支援します。
(3) ユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供	事業者等に対して、ユニバーサルデザインに関する研修や「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に関する啓発等を実施し、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人等それぞれの特性に合わせたサービスの提供を促進します。											3(保健)	○事業者等に、「おもいやり駐車場利用証制度」などユニバーサルデザインの取組への協力を依頼していきます。	地域福祉課 UD班
(4) バリアフリー観光の推進	平成25(2013)年6月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティ（おもてなし）に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきます。 日本一のバリアフリー観光県をめざすため、バリアフリー観光に関する情報を県ホームページ等で紹介するとともに、県内観光施設等におけるバリアフリー観光の取組の充実に向けて啓発を行います。											10(不平等)	○観光施設等を対象に、パーソナルバリアフリー基準に基づき、訪日外国人受け入れ環境を含むバリアフリー観光の状況調査、改善点などのアドバイスを行う予定です。 また、「観光施設等における心のバリアフリー認定制度」認定施設数増加させ、障害者や高齢者、外国人でも安心して訪問できるバリアフリーの観光地づくりを予定しています。	観光振興課 受入環境促進班
(5) だれもが参加しやすいイベントの実施	県が実施する講演会やセミナー、イベント等において、企画や会場設営、運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。また、県が作成した「UDイベントマニュアル」について、市町・事業者等へ周知を行います。	ア	「UDイベントマニュアル」の見直しと活用を図り、県や市町・事業者等が実施するイベントで、会場設営や運営が、ユニバーサルデザインと「新しい生活様式」に配慮された、だれもが参加しやすいイベントとなるよう取り組みます。	「UDイベントマニュアル」に関する啓発回数	13回/年	14回/年	15回/年	16回/年				3(保健)、4(教育)	○「UDイベントマニュアル」の改訂を検討します。また、会議、研修などで「UDイベントマニュアル」を周知します。	地域福祉課 UD班
		イ	県が実施する講演会やセミナー、イベント等において、手話通訳者や要約筆記者等の配置を進めます。										3(保健)、4(教育)	○講演会やイベント等において、手話通訳者や要約筆記者の配置を進めます。